

登録教習機関の登録区分の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第49条の規定による技能講習業務の一部休止の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
登録教習機関の住所	東京都港区芝5丁目35番2号
事務所の名称及び所在地	陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部 静岡市駿河区池田126-4
登録番号	第4号
休止する登録区分	4-1 フォークリフト運転技能講習 4-3 ショベルローダー等運転技能講習
業務休止年月日	令和4年4月1日
休止期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和4年3月17日

静岡労働局長